

第 14 回
幕別町・忠類村合併協議会
会 議 録

平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日

幕別町・忠類村合併協議会

第14回幕別町・忠類村合併協議会

議事日程

第14回幕別町・忠類村合併協議会

(平成16年12月24日 14時00分 開会)

日程第1	開会	4分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	4分
日程第3	協議第3号 慣行の取扱いについて(再提案)	5分
日程第4	協議第4号 地方税の取扱いについて(再提案)	8分
日程第5	協議第5号 条例・規則等の取扱いについて(再提案)	9分
日程第6	協議第9号 財産及び債務の取扱いについて(再提案)	10分
日程第7	協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて(再提案)	11分
日程第8	協議第11号 特別職の身分の取扱いについて(再提案)	13分
日程第9	協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて(再提案)	15分
日程第10	協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて(再提案)	16分
日程第11	協議第16号 交通関係事業の取扱いについて(再提案)	17分
日程第12	協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて(再提案)	20分
日程第13	協議第19号 障害者福祉事業の取扱いについて(再提案)	21分
日程第14	協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて(再提案)	22分
日程第15	協議第27号 使用料・手数料等の取扱いについて(再提案)	23分
日程第16	協議第29号 建設関係事業の取扱いについて(再提案)	25分
日程第17	協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて(再提案)	26分
日程第18	協議第31号 水道関係事業の取扱いについて(再提案)	28分
日程第19	協議第35号 新町建設計画について(協議)	30分
日程第20	協議第33号 行政区・町内会の取扱いについて(新規提案)	32分
日程第21	第15回協議会の開催期日について	33分
日程第22	閉会	33分

会 議 録

第 1 4 回幕別町・忠類村合併協議会

- 1 . 開催年月日 平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日
- 2 . 招集の場所 幕別町民会館 2 階講堂
- 3 . 開会 1 2 月 2 4 日 1 4 時 0 0 分宣告
- 4 . 応集委員 全委員
- 5 . 出席委員 (2 0 名)
会 長 幕別町 岡田和夫
副会長 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨藤太郎 佐々木芳男 多田順一 若原輝男
杉山勝彦 瀬上良明 宮本真由美
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 齊藤順教 帰山孝夫 村上富二 小原喜久雄
加藤修治 森徹 菅野由紀子
- 6 . 欠席委員 (2 名)
幕別町 吉村学
忠類村 南山弘美
- 7 . 幹事
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
- 8 . 専門部会
幕別町 総務課長 菅 好弘 (総務部会長)
企画室参事 羽磨知成 (企画部会長)
税務課長 久保雅昭 (税務部会長)
町民課長 熊谷直則 (住民部会長)
水道課長 前川満博 (上下水道部会長)
忠類村 保健福祉課長 米川伸宣 (保健福祉部会長)
産業課長 吉田隆一 (建設部会長)
- 9 . 事務局
事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
計画調整班長 原田雅則 計画調整班員 細澤正典 甲谷英司 西明正博
- 10 . 協議
協議第 3 号 慣行の取扱いについて (再提案)
協議第 4 号 地方税の取扱いについて (再提案)
協議第 5 号 条例・規則等の取扱いについて (再提案)

- 協議第9号 財産及び債務の取扱いについて（再提案）
- 協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて（再提案）
- 協議第11号 特別職の身分の取扱いについて（再提案）
- 協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて（再提案）
- 協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて（再提案）
- 協議第16号 交通関係事業の取扱いについて（再提案）
- 協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて（再提案）
- 協議第19号 障害者福祉事業の取扱いについて（再提案）
- 協議第22号 保健・医療事業の取扱いについて（再提案）
- 協議第27号 使用料・手数料等の取扱いについて（再提案）
- 協議第29号 建設関係事業の取扱いについて（再提案）
- 協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて（再提案）
- 協議第31号 水道関係事業の取扱いについて（再提案）
- 協議第35号 新町建設計画について（協議）
- 協議第33号 行政区・町内会の取扱いについて（新規提案）

11. 会議録署名委員の指名

忠類村 帰山孝夫 村上富二

12. 傍聴人 (4人)

議事の経過

(平成16年12月24日 14時00分 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 委員の皆さま方には、年の瀬を控えて何かとお忙しい中にも関わ
りませず、本日の第14回協議会、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます
います。

月日が経つのは本当に早いものだというふうに思います。昨年12月25日に法
定協議会を設置してから、ちょうど今日、丸1年を迎えたわけであります。

この1年を振り返りますと、管内の町村では、当初、音更町と清水町を除く、残
りすべての市町村で合併に関する任意協議会、あるいは法定協議会が設置され、そ
れぞれの枠組みで合併に関する協議が行われてきたところでありますが、ご承知の
とおり、現在では豊頃町・浦幌町の東十勝2町と、私どもの協議会のみとなってお
ります。

この間、地方自治体を取り巻く行財政環境は、さらに厳しさを増しております。
ご案内のように今の時期、私どもの町も忠類村においても、それぞれ新年度予算の
編成作業の真っ最中であるわけでありますけれども、行政サービスや事業実施のた
めの財源の確保に大変苦慮している状況であります。

今日はまた、クリスマスイブということで、それぞれのご家庭で、今夜は団欒^{だんらん}
のひと時がもたれるのだろうというふうに思います。そういう住民の皆さんの幸せな
日々が続きますように、私どもも皆さんとともに、この合併協議をとおして、夢と
希望にあふれる新町の姿を描いていくことができたらというふうに思っているこ
ろであります。

それでは、委員の半数以上のご出席をいただきましたので、規約第10条第1項
の規定により、ただ今から、第14回幕別町・忠類村合併協議会を「開会」させて
いただきます。

お手元の議事日程に従いまして、進めてまいりますので、若干、長時間になるか
と思われませんが、よろしくお願いを申し上げます。

[会議録署名委員の指名]

議長(岡田和夫) 日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、忠類村の帰山委員並びに村上委員を指
名致します。

[諸般の報告]

議長（岡田和夫） 次に、事務局より諸般の報告を致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 幕別町の吉村委員、忠類村の南山委員から、欠席される旨の、ご連絡をいただいております。

次に、事務局職員が1名、増員となりましたので、この場をお借りしまして、ご紹介をさせていただきます。

12月1日付けの人事異動によりまして、計画調整班に配属となりました、幕別町職員の西明正博です。どうぞ、よろしくお願いを致します。

以上で、ございます。

[協議第3号 慣行の取扱いについて]

議長（岡田和夫） それでは、協議に入りますけれども、再提案の協議項目につきましては、本日、提案・説明し、協議をいただくこととなりますので、よろしくお願いを致します。

日程第3、協議第3号、「慣行の取扱い^{かんこう}について」を議題と致します。

事務局に説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第3号、「慣行の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書、資料とも1ページになりますが、資料の方をご覧ください。

町章につきましては、「新町において制定する」と決定されておりましたが、編入合併となりましたので、「幕別町の町章を新町に引き継ぎ、忠類村の村章は、地域に伝承する」と、するものであります。

2ページをご覧ください。

町民憲章につきましても、町章同様、「新町において制定する」と決定されておりましたものを、「幕別町の憲章を新町に引き継ぎ、忠類村の村民憲章は、地域に伝承する」と、するものであります。

町の木・花・鳥につきましては、幕別町の木・花・鳥をそのまま引き継ぐことが順当と思われるところでありますが、制定から相当年月が経過し、実態との乖離^{かいり}や町民の意識にも変化が見られますことから、「新町において制定する」と、するものであります。

3ページをご覧ください。

町歌につきましては、「新町において調整する」と決定されておりましたが、「幕別町の町歌を新町に引き継ぎ、忠類村の村歌は、地域に伝承する」と、するものであります。

宣言につきましては、「新町において調整する」と決定されておりましたが、「幕別町の宣言を新町に引き継ぎ、忠類村の宣言は、新町において調整する」と、するものであります。

開町記念式につきましては、「新町において調整する」と決定されておりましたが、「幕別町の開町記念式を新町に引き継ぎ、忠類村の開村記念式は、新町において調整する」と、するものであります。

1 ページに戻りますが、調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました事業に該当する部分を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『 1 町章、町民憲章及び町歌については、幕別町の町章、町民憲章及び町歌を新町に引き継ぐものとし、忠類村の村章、村民憲章及び村歌については、地域において伝承するものとする。
- 2 宣言については、幕別町の宣言を新町に引き継ぐものとし、忠類村の宣言については、新町において調整する。
- 3 町の木・花・鳥については、町民の一体感を醸成^{じょうせい}するため、新町において制定する。
- 5 開町記念式については、幕別町の開町記念式を新町に引き継ぐものとし、忠類村の開村記念式については、新町において調整する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 事務局からの説明が終わりましたけれども、何かご意見ありませんでしょうか。

杉山委員。

委員(杉山勝彦) 5番目の忠類さんの開村記念式の関係ですけれども、ほとんどのものが地域に伝承するとなっております。

できれば、何らかの形で残していただけないのかなと、考え方あれば。できればそんな形でですね、せっかく歴史ある村ですから。そんな希望があるのですが、考え方あれば、お聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長(岡田和夫) 今、杉山委員の方から、忠類村の開村記念式についてのご意見がありましたけれども、何か忠類側の委員の皆さんからありますでしょうか。

杉坂委員。

委員(杉坂達男) 大変、暖かい思いやりをいただきまして、ありがとうございます。

私どもも同じ思いでありまして、実は、

新町において何か考えていただけるような、そういう手はずも、我々の方からも、

また具体的な提案も申し上げたいというふうに思いまして、現状では、まだそこまで及んでおりません。

議長（岡田和夫） 若干、休憩します。

14：08 休憩

14：09 再開

議長（岡田和夫） 再開致します。

今、ちょっと事務局と協議をさせていただいたわけでありましてけれども、今の条文にあります、「忠類村の開村記念式については」、ここから一步踏み込んで、「記念式の趣旨を継承し、開催方法については、新町において調整する」というような文言に改めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

齊藤委員。

委員（齊藤順教） 今、事務局で言われた、これでなくて、加えるということであれば、私の方は、これでよろしいです。

議長（岡田和夫） 今、私申し上げましたのは、5番目に、「忠類村の開村記念式については、新町において調整する」となっておりますけれども、新町において調整する前段に、「記念式の趣旨を継承し、開催方法について、新町で調整する」という字句を挿入したいという意味でありますけれども。

よろしいでしょうか。

委員（齊藤順教） それで結構です。

そうでないとですね、新町において調整するというだけであれば、やはり村民がいろいろと、これはどうなんだということになったときにですね、具体的にやっぱりこれ文章化で、今、付け加えていただいたことで、私は本当にありがたいんですが、この分だけですと、やっぱり村民がね、やっぱり不安に思うということもありません。今、言った、加えてもらうことで大変ありがたいと、こんなふうに思います。

議長（岡田和夫） 要するに、一步踏み込んで、開催することを前提に継承して、方法を検討すると。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、そのような文言を追加し、本協議案第3号については、進めてまいりたいというふうに思いますが、ほか、ご意見ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） それでは、ほかにご意見がありませんので、協議第3号、「慣行の取扱いについて」は、ただ今、申し上げましたとおり決定することに、ご異議あ

りませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第3号は、原案のとおり決定をされました。

[協議第4号 地方税の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第4、協議第4号、「地方税の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第4号、「地方税の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は2ページ、資料は4ページからになりますが、資料の5ページをご覧ください。

個人町村民税につきましては、2町村におきまして、税率及び減免制度に差異がありませんので、現行のとおりとするものでありますが、納期につきましては、8月の27日の第9回協議会において、調整結果報告としてご承認をいただいたとおり、「幕別町の例により統合する」ものであります。

なお、冒頭にあります「現行のとおり新町に引き継ぐものとする」という税率に関する記述につきましては、全文にアンダーラインが引かれておりますように、全文を改めたものでありますが、これは、他の事業におきまして「現行のとおりとする」とする場合の記述を、「現行のとおり新町に引き継ぐものとする」という表現に統一しておりますことから、今回、同じ表現に合わせたものでありまして、次ページ以降の税につきましても、同様の表現に改めさせていただいておりますので、ご了承賜りたいと存じます。

6ページをご覧ください。

法人町村民税につきましては、ただ今、申し上げました、表現の統一を図るための変更であります。

7ページをご覧ください。

固定資産税と、次のページの軽自動車税につきましても、税率に関しまして表現の統一を図るとともに、納期に関しましては、調整結果報告に沿った記述に改めるものであります。

9ページをご覧ください。

入湯税につきましては、税率に関して表現の統一を図るとともに、課税免除に関して更別村独自の免除理由を削るものであります。

4ページに戻りますが、調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げます。

した事業に該当する部分を整理したものでありますが、申告受付につきましては、決定済の欄では、税制の1項目として第7項で整理しておりましたが、税制の範疇には馴染みにくいため、再提案では税制とは別に項立てを致しまして、第2項と致しまして整理をさせていただいたところであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1 2町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第4号、「地方税の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第4号は、原案のとおり決定されました。

[協議第5号 条例・規則等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第5、協議第5号、「条例・規則等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第5号、「条例・規則等の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は3ページ、資料は10ページになりますが、資料の方をご覧ください。

決定済におきましては、新設合併でありましたことから、新町において整備する条例を、「即時施行させるもの 暫定施行させるもの 逐次施行するもの」の3種類に分類しておりましたが、編入合併となりましたことから、「幕別町の条例・規則等を適用するもの 各種事務事業の調整方針を踏まえて整備するもの」の2種類に分類することとしたものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1 条例・規則等については、幕別町の条例・規則等を適用する。

2 各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整方針を踏まえ規定の整理を行うものとする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第5号、「条例・規則等の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第5号は、原案のとおり決定されました。

[協議第9号 財産及び債務の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第6、協議第9号、「財産及び債務の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第9号、「財産及び債務の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は4ページ、資料は11ページになりますが、資料の方をご覧ください。

再提案の欄であります。編入合併となりましたことから、「忠類村の財産・債務をすべて新町に引き継ぐもの」とし、「新町において設置する基金については、一般会計では、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び仮称であります。まちづくり基金の4種類に整理統合する」と、するものであります。

このうち、（仮称）まちづくり基金につきましては、現在2町村に設置されている特定目的基金を将来に渡って維持していくことが財政運営上、困難でありますことから、新町建設計画及びこれに引き続く新町の総合計画に位置付けられる事業の充当財源として、特定目的基金を集約して設置するものであります。

また、特別会計に属する基金につきましては、簡易水道事業会計及び農業集落排水事業会計にかかる基金の調整が残っておりますことから、「合併時まで調整する」と、するものであります。

11ページから20ページに至ります財産・債務の状況につきましては、第5回協議会に提出させていただきました資料の掲載内容を、平成14年度から平成15年度に年度更新致しましたので、再度、添付させていただいたところであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『忠類村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、新町において設置する一般会計に属する基金については、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金(仮称)に整理統合するものとし、特別会計に属する基金については、合併時まで調整する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

それぞれ2町村で持っております基金の種類、金額等については、資料の18ページに出ております。これだけの基金あるものを四つにまとめようとする内容のものであります。

ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がありませんので、協議第9号、「財産及び債務の取扱い」については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第9号、「財産及び債務の取扱い」については、原案のとおり決定されました。

[協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第7、協議第10号、「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第10号、「一般職の職員の身分の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は5ページ、資料は21ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

本協定項目にかかります再提案につきましては、調整結果報告を盛り込んだ内容となっておりますことから、21ページに掲載しております調整の内容が大きく変更となるものであります。

職員の身分につきましては、2町村の長い歴史の中で取扱いに違いが生じておりますことから、調整にあたりましては、地方公務員法に規定されております国家公務員準拠の精神に基づきまして、できる限り、国の基準に沿った内容となるよう調整に努めることとしたところであります。

22ページをご覧ください。

職員数につきましては、平成16年4月1日現在におけます正職員数を載せておりますが、幕別町228人、忠類村54人の合計282人となっております。

23 ページの職員の種類及び役職につきましては、種類と致しましては、事務吏員^{りいん}、技術吏員、その他の職員の3種類とし、役職と致しましては、種類ごとに、それぞれ、ここに掲げた職を基準に再編するものであります。

なお、総合支所長の取扱いにつきましては、合併協定項目6、「住民自治充実のための取扱い」の中で、ご協議をいただくことと致しております。

24 ページをご覧ください。

給料のうち、「(1)給料表につきましては現行のとおり、(2)初任給基準と次のページの(4)級別資格基準につきましては幕別町の例により統合、(3)級別職務分類につきましては再編する」ものであります。

なお、(4)級別資格基準の数字は年数を指すものでありますが、上段が必要在級年数、下段が必要経験年数^{あらわ}を表しているものであります。

26 ページをご覧ください。

諸手当のうち、

「(1)管理職手当につきましては、幕別町の例により統合、(2)扶養手当につきましては、現行のとおり」と、するものであります。

「(3)住居手当につきましては、いわゆる、持ち家については管内状況を勘案し再編、借家については忠類村の例により統合する」と、するものであります。

「(4)寒冷地手当につきましては、幕別町の例により統合、(5)退職手当と(6)期末勤勉手当につきましては、現行のとおり、(7)宿日直手当につきましては忠類村の例により統合する」と、するものであります。

「(8)通勤手当につきましては、国の基準により再編、(9)単身赴任手当につきましては、幕別町の例により再編、(10)特殊勤務手当につきましては、廃止する」と、するものであります。

28 ページをご覧ください。

「(11)勤務時間1時間あたりの単価、(12)時間外勤務手当、(13)休日勤務手当、(14)夜勤手当につきましては、いずれも現行のとおり」と、するものであります。

29 ページをご覧ください。

退職勧奨制度につきましては、2町村の内容に差異がありますが、合併当初において円滑な勧奨退職^{かんしょう うなが}を促すため、「幕別町の例を基準に再編する」と、するものであります。

21 ページに戻りますが、調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1 忠類村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。』

- 2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
- 3 職員の種類及び役職については、合併時に再編する。
- 4 給料については、次のとおり取り扱うものとする。なお、現職員については、新町において速やかに給料の格差是正を図る。
 - (1) 給料表については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (2) 初任給基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。
 - (3) 級別職務分類については、合併時に再編する。
 - (4) 級別資格基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 5 諸手当については、次の区分により調整する。
 - 現行のとおり新町に引き継ぐもの。
 - 合併時に統合するもの。
 - 合併時に再編するもの。
 - 合併時に廃止するもの。
- 6 退職勧奨制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。』と、

するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がございませんので、協議第 10 号、「一般職の職員の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 10 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 11 号 特別職の身分の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 8、協議第 11 号、「特別職の身分の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

事務局長（金子隆史） 協議第 11 号、「特別職の身分の取扱いについて」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は 6 ページ、資料は 30 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

常勤の特別職につきましては、新設合併の場合は、関係町村すべての特別職が失職することになりますが、編入合併となったことにより、忠類村の常勤特別職のみ

失職となりますことから、その身分の取扱いについて、「2町村の長が別に協議して定める」と、改めるものであります。

31 ページをご覧ください。

行政委員会につきましては、新設合併では、法令の定めにより新たに設置されることとなりますが、編入合併となったことにより、幕別町の委員会及び委員が存続することとなるため、「幕別町の例により、合併時に統合する」と、改めるものであります。

なお書きの部分であります。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、合併協定項目の9、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」で協議されることとなっておりますが、報酬額も含めて協議されると受け取れる表現となっておりますので、これを正確な表現に改めるものであります。

32 ページをご覧ください。

その他の条例で定める特別職につきましては、「3町村」を「2町村」に改めるとともに、「引き続き設置する必要のあるものは、幕別町の例により統合する」と、するものであります。

30 ページに戻りますが、調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1 忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いについては、2町村の長が別に協議して定める。

3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、幕別町の例により、合併時に統合するものとし、報酬額は、合併時までに調整する。

4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時までに調整する。』

と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） 意見がありませんので、協議第11号、「特別職の身分の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 11 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 13 号 国民健康保険事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 9、協議第 13 号、「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 13 号、「国民健康保険事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 7 ページ、資料は 37 ページからになりますが、資料の 38 ページをご覧ください。

税率につきましては、「合併する年度以降 5 年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する」となっておりましたが、編入合併による急激な負担増への不安感を除去するため、「急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ」という字句を追加するものであります。

法定軽減制度につきましては、幕別町、忠類村ともに同じ制度でありますので、「現行のとおり新町に引き継ぐものとする」と、改めるものであります。

39 ページをご覧ください。

納期につきましては、「合併時まで調整する」と、なっておりましたが、第 9 回協議会において承認されました調整結果報告に沿った記述に、改めるものであります。

40 ページをご覧ください。

国民健康保険運営協議会につきましては、「統合する」となっておりましたが、暫定的な委員定数の増を視野に入れまして、「再編する」と、するものであります。

37 ページに戻りますが、調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『 2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降 5 年度の経過措置により、急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。

3 国民健康保険税の法定軽減制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

4 国民健康保険税の納期については、合併する年度の翌年度から8期制とする。

7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 「国民健康保険事業の取扱いについて」の説明が終わりました。ご意見を、お受け致します。

齊藤委員。

委員（齊藤順教） 2番目の「急激な負担増にならないように、一般会計からの繰入れを考慮しつつ」と、この文面を出していただきました。

新設のときには、これがなくて、いわゆる特別会計そのまま、一般会計からの繰入れはないという説明でありましたから、忠類村としては誠に、この一般会計からの繰入れを考慮していただいたということに対して、誠にありがたく、お礼を申し上げたいと、こんなふうに思います。

議長（岡田和夫） ほかに、ご意見ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ほかに、ご意見がありませんので、協議第13号、「国民健康保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第13号、「国民健康保険事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定されました。

[協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第10、協議第15号、「広報・広聴事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第15号、「広報・広聴事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は8ページ、資料は41ページからになりますが、資料の方をご覧下さい。

広報紙につきましては、「毎月1回発行し、名称、発行内容、配布方法について調整する」と決定されておりましたが、編入合併となりましたことと考え合わせまして調整致しました結果、「幕別町の例により統合する」と、するものであります。

調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧下さい。

調整方針と致しましては、

『1 広報紙については、幕別町の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 15 号、「広報・広聴事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 15 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 16 号 交通関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 11、協議第 16 号、「交通関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 16 号、「交通関係事業の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 9 ページ、資料は 42 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

広尾線バス輸送確保対策協議会につきましては、合併の方式が編入となったことに伴い、変更するものであります。

バス待合所につきましては、更別の脱退に伴い、1 カ所となりましたことから、ただし書きを削るものであります。

43 ページをご覧ください。

町営バスにつきましては、「合併時まで調整する」と、決定されておりましたが、運行形態、使用料の設定等の調整に相当の時間を要する見込みとなっておりますことから、「新町において調整する」と、するものであります。

チャイルドシートにつきましては、事業未実施の更別村が脱退したことに伴いまして、「新町の事業として」という語句を削るものであります。

42 ページの調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、忠類村は合併の日の前日をも

って脱退し、新町として合併の日に参加する。

2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、新町において調整する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お伺い致します。

齊藤委員。

委員（齊藤順教） 町営バスでありますけれども、前は「合併時まで調整する」と、こういうふうになっておりましたのが、新町において調整するというので、今、局長の説明ですと、いろんな運行状況、いろんな問題があるというようなことで、理解はするんですけれども、どうもこれだけ見ていくというと、「新町において調整する」ということは、後退したんでないかというような印象を与えかねない。

こんなようなことで、実はこれは、うちの法定協のすり合わせのときにも、これを話題にしたんですけれども、この点については、合併時まで今まで調整するのが新町にということになると、そこら辺の考え方は。

説明は十分理解はするんだけど、そこら辺、ある程度のもの、きちっとしたものが、ただ、運行上だけであれするということがあったらね、住民がどうなのかなと。

そこら辺で、その辺のことをちょっと、もしきちっとできるものであれば、できないのかもしれませんが、無理なことかもしれませんが、そこら辺のことは、どんなふうにするか。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 確かに後退したようなイメージで受け取られるというのは、良くわかります。

一番、幹事会におきまして協議の対象になりましたのは、料金でございました。

現在、駒畠、そして本町間につきましては1,200円程度、このまま忠類まで延長するということになりますと、1,400円程度かかるということで、非常に料金的に使いづらいのではないかとというような観点から、仮にコミュニティバスのような発想は持てないだろうか等々につきましても、現在、補助金を受けております関係から、それらの整理に時間がかかるということがございました。

視点としては、料金の関係が主たる議論の対象になりました。そのようなことで、新町において、多少時間が要するものですから、新町において調整するという文言になったところであります。

議長（岡田和夫） 齊藤委員。

委員（齊藤順教） 実際、町営バスは、駒畠まで運行しているのですよね。

料金的なものもあって、えらい高いものになるとか、事務局の説明ですと、時間的な問題もあると。なかなかこれはやっぱり、そう言われても無理なんだわという話は、理解はするのですけれども。

やっぱり住民側としてみると、駒畠まで来てて、忠類と駒畠の距離がどのくらいあると、たいした距離でないのにというような思いがあるわけですね。

だから、駒畠まで来てなければいいんだけど、駒畠まで来てて、忠類で、新町においてこれを調整するということになると、前は合併のときに決めるというのが、後退しているのでないのかというような懸念を、これはどうしても持たれがちなんですね。

だから、ちょっとしたことで住民の反応がおかしくなっても困るという、こっちの方の、万全を期したいという考え方もあるもんですから、そこら辺のことですね。

新町においてしか調整できないのであれば、実はこれは、説明の段階でね、きちっとした説明ができるものを、やっぱり事務局で考えていただければ、当然、我々もそれに対しては対処しますけれども。

そんなようなこともあって、現実問題、ただ住民は駒畠まで来ててね、この分がというだけの思いしか持たないもんですから、そこら辺のことをどうするのかなというようなことが悩みの種でもあるわけですから。

議長(岡田和夫) 字句からするとそういう判断がなされる部分もあるかと思いますが、私どもは決してそういう意味ではなくて、単純に駒畠まで走っているバスを忠類まで延ばすことであれば、合併からすぐにでも可能は可能だと思います。

ただ、ほかにも手法がないか。実は私どもの町、昨年でしたか、コミュニティバスというのを町内で試行したことがあるんですね。これは補助をもらって、いわゆる町の中を巡回するバス。

例えば、こういったものも合併することによって、忠類を含めた中で、いわゆる町内を巡回するようなバスなんかも考えられないか、試行できないか。そういったものも含め、先ほど申し上げました料金の問題も含め、いろんな手法を講じている中で、最大、最高のものを求めていくことが一番いいのではないかと。

そういったこともありましたので、ちょっと説明不足だったかもしれないけれども、町営バス問題は、逆にもう少し範囲を広げる中で、より良いものが見つけられればというようなことも含めて、今回、このような字句になりましたので、ひとつ委員の皆さんから住民の皆さんに説明をしていただく中であっては、そういったことも含めて、ひとつご説明いただければありがたいかなというふうに思っております。

議長(岡田和夫) 齊藤委員。

委員(齊藤順教) 総合支所があるわけですからね、すべてのだいたいの面は、それで間に合うことは間に合うんですけどもね。

ただ、先ほど言った住民との、いわゆる感情論になりますかな、そんなようなことの心配も、実はあったものですから。

了解しました。

議長（岡田和夫） ほか、ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ほかにも、ご意見がありませんので、協議第 16 号、「交通関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 16 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 17 号 児童福祉事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 12、協議第 17 号、「児童福祉事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 17 号、「児童福祉関係事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 10 ページ、資料は 44 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

子育て支援用具貸付事業につきましては、更別村のみの事業でありましたことから、事業そのものを削るものであります。

45 ページをご覧ください。

放課後児童対策事業につきましては、事業内容について、「合併時までに調整する」となっておりましたが、調整の結果、「幕別町の例により統合する」と、するものであります。

46 ページをご覧ください。

認可保育所につきましては、保育料及び減免基準について、「合併時までに調整する」となっておりましたが、調整の結果、「幕別町の例により統合する」と、するものであります。

47 ページをご覧ください。

認可外保育所につきましては、事業内容について、「新町において調整する」となっておりましたが、調整の結果、事業内容を含め、すべて「現行のとおり新町に引き継ぐ」こととなりましたので、ただし書きを削るものであります。

44 ページに戻りますが、調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『4 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、幕別町の例により、合併時に統合する。

6 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、幕別町の例により、合併時に統合する。

7 認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 17 号、「児童福祉事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 17 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 19 号 障害者福祉事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 13、協議第 19 号、「障害者福祉事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 19 号、「障害者福祉事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 11 ページ、資料は 48 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

町村障害者年金等制度と次のページの身体障害者デイサービス事業につきましては、「新町の事業として合併時に再編する」となっておりましたが、調整の結果、「幕別町の例により再編する」と、するものであります。

身体障害者等医療費助成事業につきましては、更別村のみの事業でありましたことから、事業そのものを削るものであります。

50 ページをご覧ください。

交通費助成制度と、次のページの心身障害者ホームヘルプサービス事業につきましては、「合併時に再編する」となっておりましたが、調整の結果、「幕別町の例により統合する」と、するものであります。

48 ページの調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧下さい。

調整方針と致しましては、

『 2 町村障害者年金等制度及び身体障害者デイサービス事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。

3 交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、幕別町の例により、合併時に統合する。』と、するものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 「障害者福祉事業の取扱いについて」、説明が終わりました。

ご意見を、お受け致します。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 19 号、「障害者福祉事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 19 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 22 号 保健・医療事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 14、協議第 22 号、「保健・医療事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 22 号、「保健・医療事業の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 12 ページ、資料は 52 ページからになりますが、資料の方をご覧下さい。

成人歯科健康診査につきましては、「新町の事業として合併時に再編する」となっておりましたが、調整の結果、「幕別町の例により再編する」と、するものであります。

53 ページをご覧下さい。

予防接種のうち、三種混合と次のページの風しん、学童二種混合につきましては、実施方法について、「新町において調整する」となっておりましたが、調整の結果、実施方法を含め、すべて「現行のとおり新町に引き継ぐ」こととなりましたので、ただし書きを削るものであります。

心のデイケアにつきましては、更別村のみの事業でありましたことから、事業そのものを削るものであります。

54 ページをご覧下さい。

重度心身障害者医療費助成事業と、次のページの、ひとり親家庭等医療費助成事

業につきましては、「幕別町及び更別村の例により合併時に統合する」となっておりますが、調整の結果、受給者証の交付時期に合わせて、「幕別町の例により、平成 18 年 10 月 1 日に統合する」と、するものであります。

56 ページをご覧ください。

乳幼児医療費助成事業につきましては、「幕別町の例により合併時に統合する」となっておりますが、調整の結果、受給者証の交付時期に合わせ、「幕別町の例により、平成 18 年 10 月 1 日に統合する」と、するものであります。

52 ページに戻りますが、調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『5 重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により、平成 18 年 10 月 1 日に統合する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 「保健・医療事業の取扱いについて」、説明が終わりました。

ご意見を、お受け致します。

ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 22 号、「保健・医療事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 22 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 27 号 使用料・手数料等の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 15、協議第 27 号、「使用料・手数料等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 27 号、「使用料・手数料等の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 13 ページ、資料は 57 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

公営住宅等使用料のうち、公営住宅・村営住宅につきましては、「家賃の算定方法について合併時までに再編する」となっておりますが、調整の結果、年度替りに合わせ、新たな算定方法を適用することとし、「合併する年度の翌年度に再編す

る」と、するものであります。

町営バス使用料につきましては、交通関係事業の取扱いの中で、町営バスの運行について新町で調整することとなりましたので、「現行のとおりとする」と、するものであります。

58 ページをご覧ください。

以下、手数料になりますが、8 の「情報公開に係る公文書の写しをファックスにより送付した場合の手数料」から、55 の「森林施業計画に基づいた立木の伐採又は譲渡であることの証明手数料」までと、86 の「その他の閲覧手数料」につきましては、更別村の脱退に伴いまして、項目の削除、または金額の変更を行うものであります。

59 の「一般公共用自転車駐車場認定審査手数料」につきましては、調整の結果、将来とも本項目の適用が想定されないことから、「合併時に廃止する」と、するものであります。

57 ページの調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『(2) 公営住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併する年度の翌年度に再編する。

(5) 町営バス使用料については、現行のとおりとする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ございませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がございませんので、協議第 27 号、「使用料・手数料等の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 27 号は、原案のとおり決定されました。

ここで、15 時 10 分まで休憩させていただきます。

14 : 55 休憩

15 : 08 再開

[協議第 29 号 建設関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） それでは、休憩を解いて、会議を再開致します。

次に、日程第 16、協議第 29 号、「建設関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 29 号、「建設関係事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 14 ページ、資料は 59 ページからになりますが、資料の 60 ページをご覧下さい。

公営住宅等のうち、管理人制度につきましては、「現行のとおり引き継ぎ、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する」となっておりましたが、管理人制度に代わる新たな制度の構築にあたり、入居者との協議等、相当の時間を要する見込みとなっておりますことから、「新町において調整する」と、改めるものであります。

61 ページをご覧下さい。

除排雪事業につきましては、なお書きで「出勤基準は、幕別町及び更別村の例により合併時に統合する」となっておりましたが、当面は、出勤基準を含め、地域の実情により対応すべきものと思われまして、なお書きを削るものであります。

59 ページの調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧下さい。

調整方針と致しましては、

『 2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。

共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。

管理人制度は、新町において調整する。

6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 29 号、「建設関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 29 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 30 号 下水道関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 17、協議第 30 号、「下水道関係事業の取扱いについて」を議題とします。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 30 号、「下水道関係事業の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 15 ページ、資料は 62 ページからになりますが、資料の 64 ページをご覧ください。

下水道受益者負担金のうち、決定済欄の(1)につきましては、更別村の特定環境保全公共下水道事業にかかる記述を削るものであります。

(2)と次のページの(3)につきましては、「更別村農業集落排水事業の分担金制度を新町に引き継ぎ、忠類村においても平成 20 年度から賦課すること」となっておりますが、更別村の脱退により、「新町において分担金の制度内容を調整することとするものであります。

(4)につきましては、負担金(分担金)制度が幕別町のみとなりましたことから、徴収及び免除について、「現行のとおり引き継ぐ」こととするものであります。

66 ページをご覧ください。

下水道使用料のうち、決定済欄の(1)につきましては、使用料の額を、「更別村の例により平成 19 年度に統一する」となっておりますが、統一年度を 1 年早め、合併する年度の翌年度、つまり平成 18 年度に表にあります「使用料に統一する」と、するものであります。

なお、使用料の額につきましては、現行の忠類村の使用料を基準に、排出量の基本を 10 立方メートルとして設定したものであります。

(2)につきましては、使用水量の認定及び賦課について、「使用料の統一年度に合わせて再編する」となっておりますが、再提案につきましても、この考え方を踏襲し、「合併する年度の翌年度に再編する」と、するものであります。

67 ページをご覧ください。

下水道資金貸付制度につきましては、「更別村の例により統合する」となっておりますが、償還方法を見直す予定のため、「再編する」と、するものであります。

68 ページをご覧ください。

下水道補助制度につきましては、「更別村の例により統合する」となっておりますが、財政負担を考慮し、「幕別町の例により統合する」と、するものであります。

す。

69 ページをご覧ください。

個別排水処理施設受益者分担金につきましては、忠類村に制度がありませんので、「幕別町の例により再編する」と、するものであります。

71 ページをご覧ください。

個別排水処理施設使用料のうち、(1)の使用料の額につきましては、「更別村の使用料を基準に4年度の経過措置により統一する」となっておりましたが、2町村間の金額差が小さいことから、5人槽は1年度、7人槽は2年度、10人槽は3年度の経過措置により、「段階的に統一する」こととするものであります。

(2)の賦課につきましては、2町村とも同一の制度でありますので、「現行のとおり」と、するものであります。

72 ページをご覧ください。

個別排水処理施設資金貸付制度につきましては、下水道の貸付制度との^{きんこう}均衡を図るため、下水道に準じ、「合併時に再編する」と、するものであります。

73 ページをご覧ください。

個別排水処理施設補助制度につきましても、下水道の補助制度との均衡を図りつつ、浄化槽への未接続を防止するため、対象工事の施工期限を^ふ付すことが適当と思われることから、「幕別町の例を基準に再編する」と、するものであります。

62 ページ及び63 ページの調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『2 下水道受益者負担金(分担金)については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 公共下水道事業及び流域関連公共下水道事業地域の負担金の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額及び賦課については、新町において調整する。

(3) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

3 個別排水処理施設受益者分担金については、幕別町の例により、合併時に再編する。

4 下水道使用料については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に統一する。

(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。

- 5 個別排水処理施設使用料については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 使用料の額については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降3年度以内の経過措置により段階的に調整し統一する。
 - (2) 賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
- 8 下水道補助制度については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 9 個別排水処理施設補助制度については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 「下水道関係事業の取扱いについて」の説明が終わりました。

ご意見がございましたら、お受け致したいと思えます。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第30号、「下水道関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第30号は、原案のとおり決定されました。

[協議第31号 水道関係事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第18、協議第31号、「水道関係事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第31号、「水道関係事業の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は16ページ、資料は74ページからになりますが、資料の75ページをご覧ください。

営農用水事業につきましては、更別村の脱退により、忠類村のみの事業となりましたことから、「現行のとおり引き継ぐ」と、するものであります。

76ページをご覧ください。

水道料金につきましては、「平成19年度以降4年度の経過措置により統一する」となっておりましたが、調整の結果、上水道、簡易水道ごとに、それぞれ再提案欄

の料金に統一することとし、忠類地区の経過措置につきましては、次のページに記載しておりますように、「平成 20 年 3 月 31 日まで現行料金を据え置き、20 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 31 日までの 2 年間は の料金を適用し、22 年 4 月 1 日に新町の料金に統一する」こととするものであります。

なお、新町の簡易水道料金につきましては、営業、営農の、いわゆる大口需要者に配慮した料金設定とさせていただいたところであります。

78 ページをご覧ください。

水道料金の徴収のうち、(1)の検針につきましては、調整の結果、「平成 18 年 6 月から料金算定の定例日を毎月 10 日とする」こととしたものであります。

(2)の料金の賦課基準につきましては、合併する年度の翌年度、つまり「平成 18 年度に再編する」こととするものであります。

79 ページをご覧ください。

加入者負担金につきましては、「決定済欄の表の金額に統一する」こととなっておりますが、更別村が脱退したことに伴い、「幕別町の額を基準に、再提案欄の表の金額に改める」ものであります。

水道料金、加入者負担金及び手数料の減免につきましては、幕別町に制度がありませんので、「忠類村の例により合併時に再編する」と、するものであります。

74 ページの調整の内容につきましては、ただ今、ご説明を申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『 1 上水道事業、簡易水道事業及び営農用水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に統一する。ただし、忠類地区については、合併する年度の翌年度以降 4 年度の経過措置により段階的に調整し統一する。
- 3 水道料金の徴収については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月 10 日とする。実施は、平成 18 年 6 月からとする。
 - (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、合併する年度の翌年度に再編する。
 - (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 4 加入者負担金については、幕別町の額を基準に、合併時に統一する。
- 5 手数料については、合併時に統一する。
- 6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、忠類村の例により、合併時に再編する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 「水道関係事業の取扱いについて」、説明が終わりました。

ご意見を、お受け致します。

よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 31 号、「水道関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 31 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 35 号 新町建設計画について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 19、協議第 35 号、「新町建設計画について」を議題と致します。

前回、配布致しました計画の中で、差し替えがありますので、事務局より説明をさせます。

事務局次長。

次長（上野寛） 前回、お配りしました「まちづくり計画素案」の中で、資料の一部に誤りがございましたので、本日、お席の方に、右上に「第 8 章 財政計画」と書いた 1 枚ものの資料をお配りしております。こちらの方をご覧いただきたいと思っております。

「第 2 節 財政計画」のページでございますけれども、太い線で囲んだ部分の数値に誤りがございました。単純な記載ミスで、転記ミスでございます。トータルの歳出合計等の数値には、影響はございません。

なお、前回、同時にお配りしております財政シミュレーションの資料の方につきましては、数値の誤り等はございませんので、この部分のみの訂正ということで、ご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（岡田和夫） それでは、前回、提案・説明を致しておりますので、皆さんの方から何かご意見等がございましたら、新町建設計画について、お伺いを致したいというふうに思います。

縦横委員。

委員（縦横太郎） 新町まちづくり計画の 20 ページをお開きいただきたいと思っております。

このページの中では、新町のまちづくりを構築する上で、大変大事な、根幹をなすところだと、かように理解しております。

その中で、行政サービス水準の維持という、3番目、このことの中の下段の方の、「今後、財政状況や社会状況などに応じて柔軟に対応する」といった文言がございます。

大変、社会情勢、大変この判断は難しい判断かと、かように思うわけです。なぜならば、一つには、いろんな社会状況ある中で、特に個人の所得、また企業の所得、要するにマクロ経済、ミクロ経済というようなことが、この10年間、総合計画のこれから成り立っていく10年間の中で、かなり変動するというふうに見ております。

その中で、そういった社会状況の判断の見込みだとか見通しを、どのように、この間に判断していくのかといったことを、聞きたいと思います。

議長（岡田和夫） 次長。

次長（上野寛） 今のご質問に対してのお答えになりますが、まちづくり計画そのものは、合併後10年間を見通した計画でございます。

その間には、ここに記載してございますとおり、国のいろいろ、今後の財政の考え方もございますので、財政状況あるいは、今後、福祉の関係でも、あるいは新町を構成する人口構成だとか、そういう部分で、いろいろ変動は予想されるところでございます。

そういうものに対して、今後10年間、今の段階で新しいまちづくりの方向性をこういう形で整理をさせていただきますけれども、建設計画としましても、その後の社会状況の変化、あるいは財政状況の変化で、変更という手続きが用意されてございますので、具体的な判断の時期といえますか、手法といえますのは、それぞれの新町における住民の皆さん方からのご意見なり、あるいは議会のご意見を伺いながら、新町で作られます個別計画、あるいは基本構想に基づいて作られる実施計画、そういうものとの整合性を図りながら、こういう建設計画の見直しというものも検討されるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 今までも、どこの総合計画なんかでも、だいたい10カ年の計画を作りますけれども、その間の社会経済情勢の変化に対応して、総合計画でしたら、前期5年見直しですとか、あるいは私どもの町でいくと今までも、3カ年の実施計画の中で、財政状況をみながら計画をローリングしていくとか、そういった対応をしていく中で、いわゆる行政水準を維持し、住民の皆さんの要望に応じていくというようなことになっていくのだろうというふうに思いますので、字句はこういうふうになっていますけれども、十分それらは、現況を把握した中で、努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

ほか、よろしいでしょうか、よろしいですか。

（はいの声あり）

議長(岡田和夫) それでは、ご意見がありませんので、新町の建設計画については、このあと、北海道との事前協議がありますので、これら事前協議が整ったのち、協議会において、また、ご協議をさせていただきたいというふうに思います。

[協議第 33 号 町内会・行政区の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 20、協議第 33 号につきましては、新規提案でありますので、本日は提案・説明とし、次回に協議を致します。

それでは、協議第 33 号、「行政区・町内会の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 33 号、「行政区・町内会の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 18 ページ、資料は 80 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

本協定項目につきましては、10 月 8 日に開催されました第 11 回協議会に提案させていただいたところではありますが、その後、更別村が脱退し、2 町村の枠組みとなりましたことから、改めて提案をさせていただくものであります。

行政区につきましては、幕別町に 98 区、忠類村には 14 区が設置されており、1 行政区の最多世帯は、幕別町の 306 世帯、最小世帯は、忠類村の 3 世帯となっております。

また、組織につきましては、行政区の長の名称、任期等に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、「区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する」と、するものであります。

81 ページをご覧ください。

行政区名につきましては、82 ページに 2 町村の行政区名一覧を載せておりますが、網掛けしております行政区が類似した名称となっておりますことから、調整の具体的内容と致しましては、「現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に『忠類』を冠するものとする」と、するものであります。

行政(公)区長会議につきましては、開催回数、方法に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、「年 2 回開催する。5 月全体会議、11 月地区別会議」と、するものであります。

行政区内への配布物につきましては、配布日、配布方法に差異がありますことから、調整の具体的内容と致しましては、「幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるも

のとする」と、するものであります。

83 ページに、先進事例を載せております。

議案書の 18 ページをご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『 1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。
- 2 行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。
- 3 行政（公）区長会議については、年 2 回開催する。
- 4 行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明につきましては、以上のとおりであります。

協議第 33 号、「行政区・町内会の取扱いについて」の提案内容についてのご質問があれば、お受け致します。

よろしいですか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） なお、協議につきましては、次回に行います。

[第 15 回協議会開催期日]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 21、「第 15 回協議会の開催期日」につきましては、年が明けまして、1 月 14 日、金曜日、午後 2 時から、忠類村コミュニティセンターで開催を致します。

後日、文書をもってご案内を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

この際でありますから、委員の皆さまから何かご意見等がございましたら、お受けを致したいと思えます。

よろしいですか。

（はいの声あり）

[閉会]

議長（岡田和夫） それでは、本日の日程、すべて終了を致しました。

これから年末年始を迎えますので、どうか皆さま方、ご健康にご留意をいただきますとともに、交通事故など遭あわないように、お願いを申し上げたいというふうに思えます。

どうぞ、ご家族の皆さまとともに、新しい年、良い新年を迎えていただきますように、ご祈念を申し上げたいというふうに思います。

新しい年、新年、また協議会、皆さんお元気で、ご出席をいただきますように、心から、ご祈念を申し上げまして、第 14 回の幕別町・忠類村合併協議会を終わらせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

15 : 35 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 17 年 1 月 14 日

議長（会長） 岡田 和夫

署名委員 帰山 孝夫

署名委員 村上 富二